

第 29 回農業委員会総会議事録

平成 25 年 11 月 27 日

佐呂間町農業委員会

議事録署名委員	9	橋本弘幸	委員
	10	大澤好幸	委員

第 29 回 農業委員会 総会議事録

1. 開催年月日 平成 25 年 11 月 27 日 午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分
2. 開催場所 佐呂間町役場 2 階会議室
3. 議長の職氏名 佐呂間町農業委員会会長 佐野敏治
佐呂間町農業委員会事務局長 平戸光宏
4. 書記の職氏名 佐呂間町農業委員会次長 橋本俊一
佐呂間町農業委員会係長 高橋美幸
5. 出席委員

番 号	氏 名	番 号	氏 名
1	鈴鹿 保	9	橋本弘幸
2	山越博之	10	大澤好幸
3	芹澤一男	11	遠藤 豊
4	田宮 哲	12	川村忠夫
5	大槻孝幸	13	山内茂夫
6	三好壽一	14	佐伯 修
7	植林克幸	15	宍戸清則
8	橋本 聡	16	佐野敏治

6. 欠席委員

番 号	氏 名	番 号	氏 名
-----	-----	-----	-----

7. 議事日程

議事録署名委員の指名

- 議 案 第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用
集積計画の決定について
- 報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
- 報告事項第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の報告について

事務局次長 只今から、第 29 回農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は 16 名全員出席で総会は成立しております。
議長 議事録署名委員の指名を行います。
署名委員は、9 番 橋本委員さん、10 番 大澤委員さんを指名いたします。
発言をする場合は、議事録作成のため録音をしていますので、手をあげて名前を言ってから発言願います。
それでは、議案に入りたいと思います。
議案第 1 号を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集計計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、佐呂間町長より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

番号 1. 利用権の設定等を受ける者が、西富の農業、〇〇さん、利用権の設定等をする者が、西富の△△さん。

土地の所在が、西富 61 番 25、地目は現況畑で面積 1,132 m²です。

利用権設定等の種類が所有権、成立する法律関係は売買です。

売買価格は 100,000 円で、10 ㎡当たり 88,300 円です。

この案件につきましては、△△さんの規模縮小による農地処分の売買です。

申請地は、佐呂間富丘線道路沿いの△△さん住宅付近の土地となります。

番号 2. 利用権の設定等を受ける者が、若佐の農業、◎◎さん、利用権の設定等をする者が中園の◇◇さん。

土地の所在が、中園 180 番 1 外 3 筆、地目は現況畑で面積 19,136 m²です。

利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。

設定期間は平成 25 年 11 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 76,000 円、10 ㎡当たり 4,000 円です。

あっせん会につきましては、平成 25 年 9 月 6 日から 10 月 21 日の間で 1 回実施しております。

この案件につきましては、平成 14 年 9 月 30 日から 10 年間、◎◎さんと賃貸契約していた土地ですが、期間満了に伴う再度賃貸するものです。

申請地は、中園武士 12 線道路沿いの◇◇さん住宅周辺の土地となります。

番号 3. 利用権の設定等を受ける者が、若佐の農業、◎◎さん、利用権の設定等をする者が中園の◇◇さん。

土地の所在が、中園 202 番 1 外 6 筆、地目は現況畑で面積 61,735 m²です。

利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。

設定期間は平成 25 年 11 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 324,000 円、10 ㎡当たり 5,200 円です。

あっせん会につきましては、平成 25 年 9 月 6 日から 10 月 21 日の間で 1

回実施しております。

この案件につきましては、平成 14 年 9 月 30 日から 10 年間◎◎さんと賃貸契約していた土地ですが、期間満了に伴う再度賃貸するものです。申請地は、中園 12 線道路沿いの◇◇さん住宅付近の土地となります。

番号 4. 利用権の設定等を受ける者が、若佐の農業、◎◎さん、利用権の設定等をする者が中園の▽▽さん。

土地の所在が、中園 210 番 1 外 3 筆、地目は現況畑で面積 46,571 m²です。

利用権設定等の種類が賃借権、成立する法律関係は賃貸借です。

設定期間は平成 25 年 11 月 28 日から 10 年間、賃貸料は年額 200,000 円、10 a 当たり 4,300 円です。

あっせん会につきましては、平成 25 年 9 月 10 日から 10 月 21 日の間で 1 回実施しております。

この案件につきましては、平成 14 年 12 月 25 日から 10 年間、◎◎さんと賃貸契約していた土地ですが、期間満了に伴う再度賃貸するものです。

申請地は、国道 333 号道路沿いの▽▽さん住宅周辺の土地となります。

以上です。

- 議長 議案第 1 号の質疑に入ります。
これについて質問等はありませんか。
- 大澤委員 2 番から 4 番までの今までの、10 年間の 10 a 当りの単価はいくらなのか教えてほしい
- 事務局 2 番は 5,700 円、3 番は 6,100 円、4 番は 4,500 円です
他に質問等がなければ審議に入ります。異議はありませんか。
———異議なし———
- 事務局 異議ないということで議案第 1 号は原案どおり決定しました。
報告事項第 1 号を上程いたします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 報告事項第 1 号
農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
下記の者より、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規程による届出があったので受理し、受理通知書を交付したので、報告します。

番号 1

土地の所在が中園 247 番地 1 外 5 筆、面積が 69,925 m²

届出人、○○（旧、所有者 ◇◇）権利取得日は

平成 25 年 9 月 12 日で相続です

番号 2

土地の所在が知来 672 番地外 6 筆、面積が畑 28,514 m²

採草放牧地 431 m²、合計 28,945 m²

届出人、◎◎（旧、所有者 △△）権利取得日は

平成 25 年 8 月 19 日で相続です

以上です。

議 長 報告事項第1号の説明が終わりました。質疑に入ります。
これについて質問等はありませんか。
質問等がなければ審議に入ります。異議はありませんか。
——異議なし——

議 長 異議ないということで報告事項第1号は原案どおり報告済みと
いたします。
報告事項第2号を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 報告事項第2号
農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
下記の者より、農地法第18条第6項の規程による通知があったので、
報告します。

番号1

土地の所在が北271番1外3筆、面積が37,723㎡、契約期間は平成21年3月26日から平成26年3月25日まで、合意解約の成立の日・引渡しの日が平成25年10月28日、通知者が、賃貸人◎◎さん、賃借人が□□さん、解約後は賃貸借の予定です。

番号2

土地の所在が知来672番外4筆、面積が25,593㎡。
契約期間は平成23年4月28日から平成28年4月30日まで
合意解約の成立の日・引渡しの日が平成25年11月1日
通知者が、賃貸人△△・承継人◎◎さん、賃借人が○○さん
解約後は賃貸借の予定です。

以上です。

議 長 報告事項第2号の説明が終わりました。質疑に入ります。
これについて質問等はありませんか。
議案第2号の質疑に入ります。
これについて質問等はありませんか。

議 長 質問等がなければ審議に入ります。異議はありませんか。
——異議なし——
異議ないということで報告事項第2号は原案どおり報告済みといたし
ます。

以上で本日の議案の案件全て終了いたしました。

ここに会議の顛末を記録しその正当なることを証明するため署名する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____